

## 委員会規程

### (目的)

第1条 この規程は一般社団法人神奈川県情報サービス産業協会定款第40条に基づき委員会について必要な事項を定める。

### (委員会の設置及び廃止)

#### 第2条

- 1 委員会は本協会の目的を達するための実行機関でありその設置廃止については、理事会の承認決裁を得るものとする。なお、委員会の名称および任務については、別表に定めるところによる。
- 2 正会員は原則として、一つ以上の委員会委員（1委員会2名以内）を努めなければならないものとする。どの委員会に加入するかは各正会員の希望によるものとする。また、委員会が必要と認めた場合、賛助会員を委員として加入させることが出来る。なお、加入委員会の変更、追加、退会は随時行うことが出来るものとし、毎年3月に委員会加入について案内をする。
- 3 本条第1項の規程にかかわらず、理事会の議を得て、その年度内に活動する特別の委員会又は研究会を設けることができる。なお、理事会の承認を得て、次年度に延長することが出来る。
- 4 委員会は、その下部機構として、小委員会もしくは分科会を設けることが出来る。小委員会はその設置廃止について理事会の承認決裁を要するが、分科会はその要はない。

### (事業及び予算)

#### 第3条

- 1 各委員会は会計年度ごとに事業計画及び収支予算の原案を会長に提出、理事会の承認を得るものとし、これを変更するときも同じとする。
- 2 各委員会の委員長は必要に応じて理事会にその分担する事業の経過を報告し、かつその結果を報告して承認を求めなければならない。

### (委員長及び副委員長)

#### 第4条

- 1 各委員会には、それぞれ委員長のほかに1名以上の副委員長を置くことができる。
- 2 委員長は常務理事以上の中から理事会の指名により会長が選任する。
- 3 副委員長は、理事が担当するほか、委員長が必要に応じて正会員並びに賛助会員の中から選出し、理事会の承認を求めるものとする。
- 4 委員長及び副委員長の任期は定款第26条役員の任期を適用する。但し、会計年度との関係から必要に応じて延長・短縮できるものとする。なお、特別の委員会の委員長及び副委員長については、その存続期間とする。

(委員会の運営)

第5条

- 1 各委員会の運営については、委員長が開催日の1週間以前に議事の内容を通知し、開催するものとする。
- 2 各委員会の庶務は、原則として各委員会の委員がそれぞれ分担する。

附 則

昭和62年	4月	1日	制定				
平成元年	4月	13日	改定				
平成8年	2月	15日	改定(別表のみ)				
平成9年	4月	17日	改定(別表のみ)				
平成10年	5月	22日	改定(別表のみ)				
平成15年	3月	13日	改定(別表のみ)	平成15年	4月	1日	施行
平成17年	3月	17日	改定(別表のみ)	平成17年	4月	1日	施行
平成23年	1月	21日	改定	平成23年	4月	1日	施行
平成24年	12月	20日	改定(別表のみ)	平成25年	4月	1日	施行
平成25年	12月	19日	改定(別表のみ)	平成26年	4月	1日	施行
平成26年	3月	20日	改定	平成26年	4月	1日	施行
平成29年	2月	16日	改定(別表のみ)	平成29年	3月	1日	施行
令和3年	2月	18日	改定	令和3年	4月	1日	施行

(別表)

委員会の名称及び任務

企業経営委員会	(1) 企業経営の基盤強化と将来展望に関する調査研究 (2) 会員相互の啓発親交に役立つ場の提供
教育研修委員会	(1) 情報サービス産業の人材育成に関する調査研究及び指導 (2) 会員向け情報関連技術向上のための人材育成事業
産学連携委員会	(1) 情報サービス産業における人材確保の強化並びに教育機関との連携促進による人材開発の促進 (2) 情報サービス産業発展に向けての産学連携事業の調査研究並びに情報発信事業
技術委員会	(1) 情報サービス産業発展に向けての新技术・新分野に関する調査研究及び指導
労働福利委員会	(1) 労働環境の向上と労働問題の将来展望に関する調査研究及び指導 (2) 情報サービス産業従事者のための福利厚生事業
広報委員会	(1) 会員向け広報活動と外部向け広報活動
横浜市交流委員会	(1) 情報サービス産業の基盤強化のための横浜市・横浜市関連団体及び神奈川県・県央・湘南・県西等の市町村との相互理解促進事業 (2) 地域経済の発展並びに公共の福祉増進のための連携事業
川崎市交流委員会	(1) 情報サービス産業の基盤強化のための川崎市及び川崎市関連団体との相互理解 促進事業 (2) 地域経済の発展並びに公共の福祉増進のための連携事業
女性活躍ダイバーシティ委員会	(1) 経営者・管理者に対し、女性の活躍を推進する事業 (2) 働く女性に対し、サポート体制の研究やキャリアアップを図る事業 (3) 介護、障害者雇用、高齢者雇用、外国人雇用に関する調査研究事業
SE 講座特別委員会	(1) 大学向け SE 講座の普及、運営事業 (2) SE 講座講師認定のための審査事業